

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年9月まで

町内の納付組織の人の勧めで国民年金に加入し、同組織を通じて国民年金保険料を納付していたが、昭和50年代の中ごろに、20歳以降の未納となっていた期間の保険料(約20万円)をさかのぼって納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の約30年間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親も保険料を完納しており、申立人の家族の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和50年代の中ごろには、第3回特例納付の実施期間があるほか、社会保険庁(当時)の記録によると、申立人は、申立期間について強制加入被保険者とされている上、申立人が納付したとする金融機関も当時から存在している。さらに、申立人が記憶する納付金額は、申立期間について特例納付した場合に必要な金額におおむね一致しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人の母親は、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したことについて申立人と同様の供述をしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案328

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年度のうちの3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年度のうちの3か月

昭和38年4月に老後の生活の安定のために自分で国民年金に加入し、私か妻が町内会の納付組織で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたのに、昭和38年度のうちの3か月分のみ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、また、申立人は申立期間を除いて国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が居住していた市及び社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年4月に払い出され、昭和38年度の保険料のうち9か月分は納付済み（記録上どの月の保険料を納付したかは不明）となっており、申立期間について制度上現年度納付が困難な事情は無い上、3か月間のみ保険料が未納とされているのは不自然と考えられる。

加えて、年度内に一部未納があった場合に作成される特殊台帳が保存されておらず、昭和38年度中に保険料の未納は無かったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 8 月まで

私は、退職後の昭和 48 年 8 月に農協支所の窓口で国民年金に加入し、国民年金保険料を義父の預金口座から振替で納付するよう手続した。それ以降、義父が自分の預金口座から私の保険料が支払われていると言っていたことを覚えているので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、農業協同組合支所で国民年金への加入と国民年金保険料の口座振替を口頭で依頼したと述べているが、当該農業協同組合では「国民年金の加入手続を代行して処理することは無く、当時は保険料を口座振替する取扱いもしていなかった。」としており、農業協同組合支所での口頭申告のみで申立人が国民年金に任意加入し保険料が振り替えられていたとは考え難い。

さらに、申立人が保管している昭和 37 年発行の国民年金手帳には申立期間直後の 52 年 9 月 22 日に国民年金に任意加入したことが記録されており、このころ国民年金手帳を市役所に持参して任意加入手続を行ったと考えられるが、申立期間当時、国民年金に任意加入していれば、その直後に改めて加入手続を行う必要は無く、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。